

分野	保育所等の利用希望時に必要な手続きのデジタル化について
省庁名	内閣府
論点	<p>以下の点を御説明願います。</p> <p>① 既存の標準的な様式の活用状況（カスタマイズの具体例等）、令和2年8月の通知発出後の押印廃止の状況について、現状把握されている内容を、標準的な様式のひな型や図表等を用いて、可能な限り具体的に御説明ください。</p> <p>② 就労証明書の標準的な様式に関して、現在、地方公共団体を対象に活用状況等を調査しているとのことですが、「デジタルで完結する仕組み」の実現に向け、調査項目の設定等、調査に当たってどのような工夫を行ったのでしょうか。既存の標準的な様式（作成に至る過程を含む。）について、どのような課題があったと考えているのかも踏まえ、御回答ください。</p> <p>③ 「デジタルで完結する仕組み」を検討するに当たっては、保護者（手続きの利用主体。以下同じ。）や事業者（就労証明書の作成者。以下同じ。）の作業フローや負担をリアルに把握することが不可欠と思われませんが、これまでに、保護者や事業者へのヒアリング等も行われているのでしょうか。</p> <p>④ 保育所等の利用希望時に必要な手続きの「デジタルで完結する仕組み」について、令和3年10月（令和4年4月入所分の申請受付開始時期）、令和4年10月（令和5年4月入所分の申請受付開始時期）、及び、その後将来的に、どのような仕組み・状況（事業者の取組や標準的な様式の普及状況を含む。）が実現することを目指しているのか、御説明ください。御説明の際には、事業者・保護者・地方公共団体が、その仕組みをどのように利用するかについても、言及願います。また、</p>

これにより、事業者・保護者・地方公共団体の負担がどのように軽減するのでしょうか。

※ 行政の効率化・高度化の観点からは、当事者間の情報のやり取りが、PDF ファイル等ではない機械判読性を有する（システムが自動的に処理できる）データで行われることが望まれます。事業者が、個別に様式を取得し、企業や保護者の情報を入力後、PDF 化する必要があるのであれば、事業者の負担は大きいままです。また、地方公共団体が、PDF ファイル等(より手間がかかる紙で受け取る場合を含む。)を受け取り、改めてシステムに情報を入力することは、非効率です。こうしたことを踏まえ、事業者、保護者、地方公共団体の作業負担がどのようになるのか具体的にお示し願います。また、こうした観点から、どのような形式でデータの授受が行われることになるか、分かるようにお示してください。

⑤ ④の新たな仕組み・状況の実現に向け、どのような取組を行っていくのか、具体的なスケジュールと合わせ、御説明願います。その際、地方公共団体とともに、事業者や保護者、システム・ベンダー等の意見も聞きつつ進めることが不可欠と考えられますが、どのような取組をどのようなスケジュールで行っていくのか、併せてお示してください。

⑥ 就労証明書の偽造対策等について、現在の検討状況を御説明願います（就労証明書の標準的な様式に偽造への警告表示を設けること等）。また、電磁的記録の偽造については、刑法等の罰条を示し、紙の「文書」偽造と変わらない制裁を伴うことを、申請者及び関係者に正しく伝えることが重要と思われませんが、そのような周知の方策をどのようにお考えでしょうか。

【回 答】

保育所等の利用希望時に必要な手続きのデジタル化について、現時点で以下のようなスケジュールを進める予定です。

まず、標準的な様式が公表されている中でもなお市区町村ごとに様式が異なっており、作成する企業側の負担軽減が進んでいない旨の声を受け、令和2年度中に現在実施している就労証明書の標準的な様式の活用状況等に関する調査の結果を取りまとめ、令和3年6月頃に、当該調査結果に基づき、より電子的手続きに適合するよう、標準的な様式の改定を目指します。

また、コロナ禍において、在宅勤務やテレワーク等が浸透している中、作成する企業担当者及び申請する保護者の双方が、出勤等の物理的な移動を伴うことなく、申請出来るようにすることが必要です。このため、標準的な様式の改定に係る公表と同時に、デジタル化を一層推進する仕組みを市区町村・事業者・ベンダー等に周知し、令和4年4月入所分の受付が開始する令和3年10月頃から、順次市区町村において実施していただくこととします。

最終的なデジタルで完結する仕組みの姿としては、電子的にやり取りができるだけでなく、市区町村が受領した申請書等を、電子的に市区町村のシステムに取り込めることを目指します。市区町村のシステムに関しては、地方自治体のシステム標準化の議論が並行して行われていることから、当該議論の中で、令和4年8月頃までに方針を示し、市区町村側のシステム改修等をその後順次行っていただき、令和7年度中を目途に、行政の効率化・高度化の観点にも対応したものとなる見込みです。

詳細については、別添資料に基づいて御説明し、その他の各項目への回答については、下記のとおり回答いたします。

① 令和2年9月30日時点における活用状況について、令和3年3月末に取りまとめ予定の活用状況等調査において各市区町村の状況の把握に努めているところですが、標準的な様式のいずれかを活用している又は活用予定であることが決まっている市区町村は、現状でもほとんど変わらず過半数程度である見込みです。

標準的な様式の具体的なカスタマイズ状況については、令和3年3月末取りまとめ予定の活用状況等調査において調査中ですが、大都市向け標準的な様式においては、現時点で把握できている回答からは、保護者記入欄や育休延長等に関する欄の追加が多い傾向が見受けられます。

また、押印廃止の状況については、別添資料4ページのとおり、政令市・

特別区の約3分の2（政令市11市、特別区17区）が押印不要（条件付不要含む）としています。

- ② 現在公表している標準的な様式については、標準的様式と大都市向け標準的様式の2種類があります。待機児童が多く機微な利用調整を要する大都市を中心に、項目の少ない標準的様式の活用率が著しく低かったことを受け、利用調整に必要とされる事項を盛り込み項目数を増やした大都市向け標準的様式を作成した経緯から、市区町村の状況に応じていずれかを選択し活用いただくようお願いしています。

しかしながら、大都市向け標準的様式を作成する際、項目を最小限とし、市区町村ごとに必要な項目を追加する形式としたことから、現状、大都市向け標準的様式を活用する市区町村においても項目の加除修正が多く行われています。そのため、企業側からは類似の項目が異なる形式で追加されている等の点で作成の負担が依然として大きいとの御意見をいただいているところです。

こうした経緯を踏まえ、今回の調査においては、市区町村の標準的な様式の活用の状況、標準的な様式を活用していない場合はその理由、カスタマイズして使用している場合は標準的な様式に追加している独自項目、カスタマイズの際に不要としている項目とその理由、その他活用の仕方についても具体的な把握に努めているところです。

- ③ デジタルで完結する仕組みについては、まずは現在も可能であるにもかかわらず導入が進んでいない電子申請の仕組みについて、導入へ促すことが必要であると考えており、その際に必要な環境整備について、いくつかの事業者や経済団体、自治体等にヒアリングを実施しております。こうしたヒアリングを踏まえ、別添資料8ページにあるイメージ図を作成しました。

- ④ 令和3年上半期に「ぴったりサービス」における申請データダウンロード機能を全自治体が利用する行政専用ネットワーク（LGWAN）上で公開する予定となっていることから、まずは現状の電子申請の仕組みを応用する形（別添資料8ページ）で、オンラインでの手続きを実行できるようにしていただくよう、自治体に対応を促し、段階的に導入していただくことを想定しています。

このため、令和3年10月時点（令和4年4月入所分の申請受付開始時期）では、検討やシステム改修が間に合う先行的な自治体から導入が始まり、令和4年10月時点（令和5年4月入所分の申請受付開始時期）には本格的に多くの自治体の導入がなされるよう推進してまいります。

事業者、保護者、地方公共団体がこの仕組みをどのように利用するかは、別添資料8ページに詳細を記載したので、そちらをご参照ください。別添資料8ページにあるデジタルで完結する仕組みを導入していただくことで、保護者は在宅で必要書類が整い、自宅からオンラインで申請を行うことができ、事業者は電子的に就労証明書を作成、電子的に保護者に交付することができるようになり、第一段階として、保護者及び事業者の手続きがオンラインでできるようになるという点で前進すると考えています。

なお、自治体側が押印に代わる証明等を必要とする場合、電子署名等のほか事業者としてはどのようなものであれば対応しやすいかをいくつかの企業にヒアリングしたところ、PDF化し、企業名等の透かしを入れる等の他の証明書類等で使用している手法を活用する方法が簡便である旨の御意見を頂きましたので、検討中の段階ではありますが、暫定的に参考例として示しているところです。

第二段階としては、申請等を受理する市区町村の負担軽減が必要となります。これについては現在、子ども・子育て支援に係る手続き全般に関しては、デジタルガバメント実行計画等に基づき、地方自治体のシステム標準化に係る議論を行っており、令和4年8月頃を目途に子ども・子育て支援に係る地方自治体のシステム標準化に係る方針を確定し、市区町村がシステム構築等する際の標準的な仕様書を示す予定です。その後、各市区町村において保育所等の入所希望時に必要となる手続きのシステムの改修等の作業を行うことを踏まえ、令和4年度以降は、現在行われているシステム標準化に係る議論の結果と連動する形でのデジタルで完結する仕組みを順次導入いただきたいと考えています。

- ⑤ 別添資料8ページのイメージ図にあるデジタルで完結する仕組みについては、経済団体やベンダー等の関係者の意見のヒアリングを行い作成したものです。今後は、令和3年上半期に個別の企業や個別のベンダー等に対してヒアリングの回数を増やし、本年6月を目途に標準的な様式の改定に併せて、本イメージをよりブラッシュアップしたフロー及び具体

的内容に係る通知を発出する予定です。その後は、令和3年10月にかけて周知を行うとともに各市町村に積極的に導入のための検討を促し、令和3年10月時点以降、市区町村に順次導入していただきたいと考えています。

なお、別途、子ども・子育て支援に係る地方自治体のシステム標準化について、令和3年度から各手続についてワーキンググループ等を設けて議論をし、令和4年8月頃を目途に方針を示すことになっています。その過程においても併せて就労証明書作成手続きのデジタルで完結する仕組みの実現に向けて、ベンダー等含め、関係者の意見も聴取する予定です。

- ⑥ 偽造対策等としては、既に令和2年8月31日付で、就労先事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪等の構成要件に該当すると認められるときは刑法上の各罪が成立し得ると考えられる旨の保護者への周知等について通知を発出しているところ。さらに、前回のデジタルガバメントWGでの委員の先生方のアドバイスも参考にし、就労証明書の標準的な様式を改定し、押印欄を削除する際に、改めて様式中に明示的に注意書きを加える予定です。

(参考) 別添資料